

(政令への委任)
第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十一条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法第十八条、第十九条及び第二十二條の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十二条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)の項中「第四条の二第五項、第四条の四第二項、第十一条の三第二項及び第五項(同条第五項については、第十一条の六第三項において準用する場合を含む。)並びに第十一条の六第二項」を「第五条第五項、第七条第二項、第二十二條第二項及び第六項(同条第六項については、第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。)、第二十三條第四項並びに第四十二條第二項」に改める。

内閣総理大臣 小泉純一郎
総務大臣 麻生 太郎

不正競争防止法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十六年五月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第五十一号

不正競争防止法の一部を改正する法律
不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十四條第三項中(明治四十年法律第四十五号)を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第七号(第十一条に係る部分に限る。)の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三條の例に従う。

附則

この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

経済産業大臣 中川 昭一
内閣総理大臣 小泉純一郎

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十六年五月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第五十二号

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律

農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第五項中「農地面積」の下に「(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三條第一項の規定による協議が調つたものの区域内の農地面積(生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三條第一項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。)を除く。)」を加える。

第六條第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事項

二 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事項

第六條第二項第三号を削り、同項第四号中「農業技術の改良、農作物の病虫害の防除その他農業生産の増進」を「法人化その他」に改め、「及び民生生活の改善」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「事項についてのけいも及び宣伝」を「情報提供」に改め、同号を同項第五号とする。

第七條第一項中「十人から四十人までの間で」を「四十人を超えない範囲内で」に改める。

第十二條第一号中「及び農業共済組合が組合」とに「を」、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれに改め、経営管理委員の下に「又は組合員」を加え、同条第二号中「五人」を「四人(条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数)」に改める。

第十四條第一項中「全員の」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において選挙区があるときは、所属の選挙区における農業委員会の委員の選挙権を有する者の二分の一以上の同意を得て、当該選挙区に属する選挙された農業委員会の委員の解任のみを請求することができる。

第十四條第四項中「これらの」を「その請求に係る」に、「一般選挙」を「選挙」に改め、同項ただし書中「選挙による委員の全員」を「当該選挙による委員」に改める。

第十五條第三項中「及び第十九條の規定による解散」を削り、同条第五項中「経営管理委員」の下に「又は組合員」を加える。

第十七條中「議会から」の下に「農林水産省令で定めるところにより」を加える。

第十九條第一項中「農業委員会」の下に「選挙による委員の定数が二十一人以上であるものに限り」を加え、「農地部会を置く」を「農林水産省令で定めるところにより一又は二以上の農地部会を置くことができる」に改め、同条第三項中「基本的な方針の決定を除く」から第六号を「から第五号」に改め、同条第十項を削る。

第四十條第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「啓もう及び宣伝」を「情報提供」に改め、同項第五号中「協力する」を「対し助言その他の協力を行う」に改める。

第四十一條第二項第三号中「都道府県農業共済組合連合会」の下に「又は農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第五十三條の二第四項に規定する特定組合に該当する農業共済組合」を加える。

第五十九條中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「啓もう及び宣伝」を「情報提供」に改め、同条第五号中「外」を「ほか」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農業委員会の委員に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の農業委員会等に関する法律(次項において「新法」という。)第七條第一項の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される一般選挙により選挙される委員の定数について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された一般選挙により選挙される委員の定数については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現在に在任しているこの法律による改正前の農業委員会等に関する法律第十二條第二号の委員は、新法第十二條第二号の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお在任するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第五条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号。次条において「合併特例法」という。)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「超えす十を下らない」を「超えない」に改める。